

会 議 録

会議の名称		令和4年度つくば市障害者自立支援協議会第1回おとな部会（専門部会2）		
開催日時		令和4年7月29日 10:00～11:30		
開催場所		つくば市役所 会議室203		
事務局（担当課）		福祉部障害者地域支援室		
出席者	委員	有田幸子、篠崎純一、武田真浩、原口朋子、苅谷由紀子、吉田美恵、石田奈津子、斉藤秀之、桐原真、田邊佐貴子		
	その他			
	事務局	岡田課長、福田室長、飯田係長、大竹主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
非公開の場合はその理由		傍聴者数 0		
議題		① 日中サービス支援型共同生活援助の令和3年度評価について ② プロジェクト会議進捗状況報告について ③ 障害者の移動手段について		
会議録署名人		確定年月日		年 月 日
会議次第	1	開会		
	2	座長挨拶		
	3	協議事項		
	4	その他		
	5	閉会		

<審議内容>

1 開会

2 座長挨拶

3 協議事項

(座長) : 齊藤座長

協議事項について内容に入りたいと思います。「議題1 日中サービス支援型共同生活援助の令和3年度評価について」事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) : 飯田

それでは、日中サービス支援型共同生活援助の令和3年度評価についてご説明させていただきます。日中サービス支援型共同生活援助につきましては、障害者の重度化、高齢化に対応するために創設された新しいサービスとなっております。事業の趣旨としまして、短期入所を併設して、地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することと、施設等からの地域移行の促進及び地域生活等の継続、地域生活支援の中間的な役割を担っていくことが期待される施設として位置づけられております。つくば市自立支援協議会のなかで、年に一回活動の報告をしていただきまして、評価していただくということが必要であると定められている事業になります。令和3年度ですが、つくば市で2か所ございまして、「ほっとハウス平沢」、「トゥールンキャッスルつくば」でこちらの事業を運営していただいておりますので、2事業所様に事業の報告をお願いしております。

資料に沿った説明をしていただき、評価票に要望、助言、評価等ありましたらご記入いただき後日事務局にご提出いただきます。後日、集まった意見について、事業所にお渡しして、より良い運営を目指していただくという形で今回

ご報告のお時間を頂戴しております。令和3年の1月から12月の活動内容についてご報告いただいているものが今回の報告シートになりますので、そういったご理解で報告を聞いていただいて、評価、要望等をいただければと思います。よろしく願いいたします。まずはトゥールンキャッスルをお願いします。

(事業所) : トゥールンキャッスル職員

事業所について説明させていただきたいと思います。

トゥールンキャッスルは、令和3年6月1日に開設しました。看護職員は配置していないのですが、24時間365日訪問看護ステーションがついておりますので、日々訪問することが可能でございます。なかには、週3回の方もおられますし、週1回の方もおられるという形になっております。トゥールンキャッスルつくばの特色ですけれども、精神の方、知的の方、身体障害の方、難病の方、区分に関係なく受け入れています。令和4年5月から生活介護を開設して対応しております。利用者の状況になりますけれども、今年の1月31日現在で区分2の方が1名、区分3の方が1名、区分5の方が1名の計3名となっております。ちなみに現在は満床でございますが、区分4の方が1名、区分3の方が1名、区分2の方が1名の合計6名がご在籍です。内訳ですが、知的の方3名、精神の方3名合計6名という形でなっております。

続いて、地域に開かれた運営をしているかについてです。まだ、実習生やボランティアは受け入れていませんが、学校に訪問し、実習生、ボランティア、学生の受け入れ可能であることを伝えてあります。あと、地域住民との交流の確保ですが、コロナの影響でまつりに参加できず、残念な結果でしたが、自治会には当初から入っております。あと、常時の支援体制の確保でございますが、日中土日を含めた常時の支援体制が確保されているか。当然のごとく、日中サービスでございますので、24時間体制で世話人、生活支援員、夜間支援員をすべて配置しております。災害時における利用者の安全対策、マニュアル作成について。ちなみに、先日、実地指導がございました。その時に避難訓練をやっ

ております。もう少し安全対策のマニュアルを固めたほうがいいですよとアドバイスをいただいて、作成中でございます。あと、体調の急変等支援体制が確保されているか、対応の仕方でございます。こちらは、弊社訪問看護ステーションを持っておりますので、何かあったときに世話人さんから訪問看護ステーションへの直通の電話がります。こちらは常時担当者が持っております。次に、利用者の嗜好を考慮した献立を基本として、心身の状況に応じた食事については、31日違った食材を提供しております。土日の朝は利用者の要望に応えパンを提供しています。

次に短期入所の併設についてです。短期入所は積極的に受け入れています。あと、支援の実施の質の確保ですが、充実した生活を送っていただくために、毎月一回のお楽しみ会を実施しています。先月阿見町の本社のほうで、総勢約80名で、焼き肉や焼きそば、かき氷を提供して皆さんと一緒に感染対策をしながらやってきたという形になります。それから、隔週のお買い物デーを開催しています。あと、月一回の精神科受診、歯医者や内科、皮膚科もすべて看護師さんが同行してくれております。それから、知的障害者の行動特性の研修を年に二回受けています。あと、体験利用の要望に応えているかどうか。体験利用は積極的に受け入れており、1日2,000円の負担で受け入れています。

改善や見直しですけれども、世話人の入居者に対する同一の支援。世話人さんが毎日違うため、人によって言うことが違うと入居者に言われることがあります。そういうことがありまして、すべて私に集約するようにしています。世話人さんには、結論は一切出させません。私がすべて表に出るようにしています。金銭の管理等についてですけれども、すべての利用者様をお小遣い制で管理しています。それと、成年後見人制度は現状で利用されている方は2名です。続きまして、利用者のプライバシーに配慮した支援になっているかでございますけれども、個人情報金庫から出せる状態になっています。次に一番大事な虐待ですけれども、虐待防止委員会を設置しており、研修もすでに終わっています。

あと入居退去の状況ですが、退去者は過去1人ほどいました。

また、その他グループホーム内でどのような日中サービスが提供されているかです。自室の清掃や近所の公園まで散歩したり、草取りをやったりしております。ほかの日中活動サービスですけれども、他の事業所に通われている方が3名ほどおられます。あと利用者の健康の管理でございます。日々の健康管理は、訪問看護ステーションの看護師さんが週1～3回、言動のヒアリング、服薬の指導等を行っています。続きまして、他の事業所との連携でございます。医療の連携もしてまして、訪問医療と提携させていただいて、月一回の訪問医療実施している状況です。以上になります。ありがとうございました。

(事務局)：飯田係長

ありがとうございます。

今回、委員の皆様にお配りしているシートの協議会の要望、助言、評価等の記入欄になっておりますので、何かありましたらそちらに記入いただいて、事務局のほうで取りまとめますので、ご提出をお願いします。つづきまして、ほっとハウス平沢さんご説明をお願いします。

(事業所)：ほっとはうす平沢

よろしく願いいたします。

筑峯学園は、筑波山の麓にある児童施設が母体の法人でございます。グループホームですが、共同生活援助を平成20年4月から始めております。16名3ユニットでのスタートでした。日中サービス支援型の事業所としては、令和元年5月1日から始めております。事業所名が「社会福祉法人 筑峯学園ほっとはうす平沢A」という形で運営しております。定員数が2ユニットあります。1棟が9名定員で18名、短期入所が2名定員で合計20名の利用者の受け入れが可能となっております。利用者状況のほうに関しましては、区分4の方が1名、区分5の方が8名、区分6の方が9名と、合計18名となっており、重度の方が多いです。年齢構成ですが、40歳代の方が4名、30歳代の方が10名、30歳以

下の方が4名となっています。また、高度障害のある方が6名いらっしゃいます。続きまして、地域に開かれた運営に関してのところでは、法人内に相談支援事業所を併設しておりまして、そちらを全利用者さんが使っているかたちになっております。実習生、ボランティアの受け入れですが、ボランティアの方を2名受け入れています。散髪ボランティアの方と衣類補修の方の2名です。実習生のほうですが、今のところ学校から希望がないので受け入れていないのですが、希望があれば受け入れる体制はできています。地域住民との交流の機会に関しましては、コロナ禍により最近では実施できていないのですが、法人の恒例行事として収穫祭というイベントやチャレンジアートフェスティバルへの参加、ゆうあいスポーツ大会への参加などをしてしております。

常時の支援体制の確保に関しましては、日中土日を含めた常時の支援体制の方は、24時間職員を配置しておりますので、確保ができております。災害時における利用者の安全対策に関しましては、消防計画を年に一回消防署に提出していて、緊急時対応マニュアル、防災計画なども作成しています。通報訓練は、月一回行っております。総合訓練も春、秋と2回実施しております。利用者の体調急変等の支援体制に関しましては、体調変化があった場合には、事業所内で静養や通院対応が取れるような体制が確保できております。あと、利用者の嗜好を考慮した献立を基本とし、それぞれの心身の状況に応じた食事提供をしているかについてです。こちらに関しましては、日々の献立は本体施設である児童施設の栄養士さんに作成していただいております。利用者への配慮としては、摂食機能に応じて対応をしております。また、季節行事（行事食）に関しましては、利用者さんの嗜好に沿った献立を取り入れています。

続きまして、短期入所の併設についてです。現状としましては、他市から長期の短期入所という形で1名受け入れています。残りの1枠に関しましては、法人内の障害者支援センター未来の利用者さんの方での希望があったときに対応するという形にしております。緊急一般的な支援の受け入れ対応についてです

が、前年度としては受け入れ件数は0件です。ただ、緊急の希望があった場合には、できる限り受け入れ体制を作ろうと考えています。支援の質の確保についてですが、充実した地域生活を送るため支援をしているかのところに関しましては、こちらにもコロナの影響で例年よりも外出の機会は減っていますが、「セレクト余暇」という名目で、こちらが提示した選択肢を利用者さんに選択していただいて活動するといったものがあります。あとは3か月に1回程度にはなってしまうのですが、ショッピングモール等買い物へ連れていったり、施設内でクリスマスや七夕、節分などの季節行事も実施しております。支援の質の確保に関してですが、前年度については県のほうで行われていたアンガーマネジメント研修と権利擁護虐待防止研修のほうに職員1名ずつ参加しております。今年度に関しては、虐待防止の研修が義務化されたこともありまして、職場内で虐待防止研修を行っております。つづきまして体験利用の要望に対応しているかですが、こちらに関して体験利用は前年度はありません。希望があれば対応していきたいと思います。改善や見直しに取り組んでいるかに関して、事業所の課題として、人材不足があります。職員採用もあまりなく、人材確保が課題となっています。利用者の家族からの意見・希望に関してですが、コロナ禍で利用者さんに会えないという状況で、会いたいという意見をいただきました。そちらに関しては、オンライン面会の形で対応させていただきました。つづきまして、権利擁護への配慮についてです。利用者の金銭管理については、同意のうえ帳簿により適切に管理されているか、判断能力が著しく低い利用者については成年後見制度の利用などの支援を行っているかというところに関してですが、預り金調書、台帳を使用して金銭管理を法人事務で行っております。利用者に応じて金銭の使用状況を確認し、併せて利用者の皆様にも使用状況の報告は行っております。保護者さんへの報告については、年一回個別面談の機会を作っております。その際に、収支報告のかたちで年一回は必ず報告させていただきます、証明書に捺印をいただくようになっております。成年後見制度の利

用及び利用者数についてですが、現在利用が3名いらっしゃいます。
つづきまして、利用者のプライバシーに配慮した支援を行っているかという点に関しては、個人情報の管理には厳重に配慮しております。虐待発生時の対応、発生後の対応に関しましては、事業所内の安全管理委員会にて日々の支援や利用者さんの状況変化について検討して、虐待の早期発見ができるようにしております。発生時には、施設長が中心となって対応しております。

入居、退居の状況についてですが、前年度退居の利用者さんはいません。続いて日中サービスの利用に関してですが、グループホーム内でどのような日中サービスを利用しているかというところにつきましては、平日の日中は法人内の事業所に全利用者さんが通所しております。利用者さんの体調不良や通院などの対応が必要になった場合には、事業所で日中支援を行っています。休日に関しての利用者の余暇活動や身の回りの共有スペースの掃除などを行ったり、食卓に並べられるような規模であるのですが家庭菜園で野菜づくりも行っているため、そういった仕事もしております。ほかの日中サービスの利用を妨げていないかというところに関しては、支援センター未来を使っており、日中活動に関しては基本土日のみの受け入れという形を取っております。利用者さんの健康管理に関しましては、内科検診が年に一回嘱託医のほうで受けています。精神科訪問診療に関しては、市内のクリニックが往診という形で月一回行っております。健康チェックに関しましては、食事前の検温、入浴時の身体確認、利用者さんの行動等の様子確認で対応しております。他事業所との連携に関しては、相談事業所とはモニタリングを通して連携を取り合っています。通所事業所利用時には、利用者の様子の引継ぎを行い問題が生じたときには話し合いの場を設けて対応しております。

こちらの報告としては以上です。

(事務局) : 飯田係長

ありがとうございます。

ほっとはうすさんも今回お渡ししている評価シートの方でご意見ご記入いただければと思います。議員の皆様ご協力お願いいたします。以上で、3年度評価の方終了させていただきます。ありがとうございました。

(座長) : 斉藤座長

それでは議題2に入ります。プロジェクト会議進捗状況の共同受発注について事務局お願いいたします。

(事務局) : 大竹

昨年度立ち上げた2つのプロジェクト会議について報告いたします。

「受発注体制整備」は令和4年6月29日に開催しました。令和4年度の取組みは5月から会計年度任用職員を1名雇用し、市役所内部から物品等の調達、事業所に案件を流す仲介業務を行っております。実績としましては、駐車場の除草作業、イベント等で提供する焼き菓子の発注を行っております。来年度からシステムに則り運用することを予定しており、そのために今年度はシステムの内容を決めていくということで、協議していければと思います。あとは、市内事業所の登録制を予定しておりまして、今年度中に事業所に周知して、参加する事業所の登録を募集したいと思います。あと、外部の公的機関等にこの取組みをガイドブック等で周知したいと思います。

その他、プロジェクト会議で出た意見、課題は、目的がそもそも利用者（障害者）の工賃アップというところで、仕事を受けるだけではなくて利益が出ないといけない。そのために事業所の職員も利益を出すために原価計算などの知識が必要ではないかというところと、仕事を依頼する側としては、安いところに発注したいが、品質に問題があるとリピートにつながらない、継続して仕事を得るために企業と事業所の信頼関係が必要。信頼を得るためにはどうするかという課題が出ました。また、企業側の不安をなくすために、企業側と事業所のルールを定めた実施要領の作成が必要ではないかというところとトラブルが起きた時の対処法を明確にすることが必要という意見が出ました。プロジェク

ト会議のなかで今後の方向性として、ルール作り、実施要領の作成と茨城県の共同受発注センターに講師の依頼をして、事業所側の知識を増やすというところで、工賃向上のためのアドバイスをもらう勉強会の開催を予定しております。時期としては、9月末か10月頭くらいで考えています。共同受発注のプロジェクトの進捗状況報告は以上です。

(座長) : 齊藤座長

ありがとうございました。次のプロジェクトの報告をお願いします。

(事務局) : 大竹

「福祉の店」について報告いたします。7月12日に会議を開催しまして、報告内容としては、年度初めに市内の事業所を対象にアンケート調査を行いました。市役所内に福祉の店を設置した場合に、3つの形態で選択肢を設けました。1つ目が庁舎内に設置する場合、2つ目が1階のコンビニに設置、3つ目がイベント開催という内容で実施しました。市内の就労系の事業所と生活介護の計40カ所にアンケート行い、回答があったのが20カ所。回答がなかったところは、そもそも事業所製品を作っていないということで無回答です。「市役所設置」に回答があったのが8事業所、「コンビニ設置」が11事業所、「イベント開催」が19事業所です。アンケートの意見では、市役所で設置する場合、事業所職員で店番をするには人員が足りない。毎日の運営は厳しい。週1、2回くらいの出店であれば一人は派遣できるかも。あと、事業所の製品を扱ってお金を預かることに不安があるとの意見がありました。コンビニ設置については、人員コストがかからないため、事業所は参加しやすい。ただ、パンやお菓子、弁当類などのコンビニの商品と共通するものは置けないという制限があるため、出れない事業所が出てしまうとのことがありました。イベント開催については、年に数回程度の開催であれば、人員の負担が少ないということと、商品制作の準備のことを考えればイベント開催が気軽に参加しやすいということでした。今後の予定としましては、アンケートで市役所設置に回答した8事業所を一度

集めて、意見交換会をする予定であります。福祉の店を事業所だけで運営が可能かどうか協議できればと思います。プロジェクト会議の報告は以上です。

(座長) : 齊藤座長

ありがとうございます。それでは、議題3の「障害者の移動手段について」ご説明をお願いします。

(事務局) : 大竹

議題3について説明します。障害者が就職活動をするとき、通勤が困難で就職を断念するような事例があり、通勤に限らず地域生活を送るうえで移動の困難を抱えている方が多いと思います。それで今回、自立支援協議会の中で移動手段というところを検討したいと思います。皆様と事例や課題を共有できたらと思います。

まず、障害福祉課で案内している移動手段について説明します。障害福祉サービスの中に通院等介助がありまして、通院とか市役所手続きとかにヘルパーさんが同行してくれるサービスです。他に、移動支援サービス、福祉有償運送があります。移動に係る費用助成は、障害者手帳を持っているとTX乗車運賃の割引とJR乗車運賃の割引があります。また、つくバス、つくタクの割引、タクシー料金の割引ということで、手帳提示すれば1割引になるものと障害者タクシー運賃助成券というもので1枚500円の助成券を36枚お渡ししています。あと今年度から始まった交通系ICカードによる鉄道・バス運賃助成というもので、バスとか鉄道の利用にあたって18,000円を上限に運賃を助成するものになります。今ご説明したものが障害福祉課でご案内している移動手段に係る制度になります。次に皆様からご意見をいただければと思います。実際に移動手段として困難なことがあった事例やエピソードなどを共有できればというところと、障害福祉課で案内している制度以外で民間サービス含めて共有できればと思います。

齊藤座長 :

ありがとうございます。その前に、議題2のところでも事務局の説明を踏まえて追加で議論したいことがあればご発言をお願いします。ないようでしたら、議題3に移ります。何かご質問はありますか。

石田委員：

前回の委員会の時に、就職活動の時に移動手段がなく断念した人がいるというお話をしましたが、実際この圏域の障害者雇用の動向をお伝えしますと、障害者雇用を積極的に進めたいという企業が非常にたくさんございます。今月だけでも、3件ほど企業さんの方からお話をいただいておりますし、この頃人口が増えていて、就職をしたい方の人数もかなり増えているところです。そのなかでやはりお家から通うのが大変だというのが就職に進まない原因になっています。実際、今働いている方についても通勤に困っている方がいらっしゃいますので、いくつか例を挙げさせていただきます。ある方は、お住まいと勤務先が離れており、当初は車での通勤が可能だということだったのですが、てんかんをお持ちなので本社から車での通勤を控えてほしいと言われ、公共交通機関で通勤をしています。まずご自宅からつくバスのバス停までは徒歩15分です。9時30分の就業時間に間に合うように、6時28分のつくバスに乗って、7時20分に駅に着きます。駅からTXを使って、バス停まで行き、つくバスの勤務先近くで降りて、そこから徒歩15分ほど歩いています。市内の移動にも関わらず、車で行けば30分ほどのところを3時間近くかけて通勤されています。自宅付近が交通網が発展していないということがありますが、ほかの地区でも同じようなことが発生しています。例えば、つくば市南側の工業団地にお勤めの方ですが、お住まいは市役所近辺です。距離は近いのですが、事情があって自転車には乗れないのでバスを利用されています。16時退勤時間なのですが、頑張れば16時45分のバスに乗れます。ただ、それを逃してしまうと18時15分までバスがないということで、1時間以上駅でお待ちになってからお帰りになって

いる現状がございます。そのほかにもですね、体調不良等で途中退勤したいというときにも、バスとバスの時間の間隔が1時間30分ほど離れているところが多く、早退してもいつもと同じバスで帰ることが現状でございます。あとつくたくで通勤されている方も多いです。つくたくで通う場合、つくたくは1週間前に予約しないと乗車できません。予約の時間は毎日午後12時からなんです。その時間ですと、お仕事をしているのでご自分では予約できないので、ご家族の方が予約を取る方が多いです。すぐに繋がるわけではないのでご家族の負担も多いし、必ず取れるというものでもない、予約が取れない場合にはご家族が送迎したり、料金は会社からは出ないけれどもタクシーで行くこともあります。あと、視覚障害をお持ちの方で、就職するにあたってつくば駅周辺の歩行訓練を行っているのですが、バスに乗ってから空席がわからず、ずっと立っていることもあります。これは私の思いなのですが、通勤時間帯のつくたくとかが一か月契約で出していればある程度通勤が楽になるのではないかと思います。

(座長) : 齊藤座長

終了時間も迫っているので、この議題は次回に持ち越しましょう。

その他委員の皆様、事務局の方からありますでしょうか。特になければ議事進行を終わらせていただきます。

(事務局) : 福田室長

部会長ありがとうございました。以上を持ちまして、第1回のおとな部会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

令和4年度つくば市障害者自立支援協議会

第1回 おとな部会（専門部会2） 次第

日 時 令和4年7月29日(金)

10時00分～11時30分

場 所 つくば市役所 会議室203

1 開 会

2 座長挨拶

3 協議事項

①日中サービス支援型共同生活援助の令和3年度評価について

②プロジェクト会議進捗状況報告について

③障害者の移動手段について

4 その他

5 閉 会

日中サービス支援型共同生活援助の評価について

1 趣旨

平成30年4月の障害者総合支援法の改正により創設された「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された新たなサービスである。

事業者は、当該事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと基準省令において定められている。

また、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、運営方針や活動内容等を説明し、評価を受けることとなっている。

※サービスの概要については、別紙「日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点」を参照。

2 全体の流れ

1 協議会前	(1) 事業者は、事業計画書等を作成しつくば市自立支援協議会事務局へ提出 (2) つくば市自立支援協議会事務局は、事業計画書等の内容を確認し委員へ送付
2 協議会当日	(3) 事業者は、事業計画書に沿って運営方針や活動内容等をつくば市自立支援協議会に説明（10分程度） (4) 質疑応答（10分程度） (5) 各委員は、評価シートを記入しつくば市自立支援協議会事務局へ提出
3 協議会后	(6) 後日、つくば市自立支援協議会事務局は、各委員の評価シートを取りまとめ、評価結果を事業者へ送付

※つくば市内の事業所については、年に1度、自立支援協議会（おとな部会）内で、評価をお願いします。

日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点
(平成30年2月26日 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室 地域移行支援係 事務連絡より抜粋)

1 日中サービス支援型共同生活援助の趣旨について

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。

2 対象者について

日中サービス支援型グループホームの主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない。

なお、日中サービス支援型グループホームにおいては、支援の趣旨等を踏まえ、サテライト型住居の基準は適用しない。

3 常時の支援体制の確保について

日中サービス支援型グループホームにおいては、共同生活住居ごとに、昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置する。

なお、既存の建物を共同生活住居とする場合で、定員が11名以上の場合は、ユニットごとに1人以上配置する。

4 支援の実施について

日中サービス支援型グループホームは、利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。

5 他の日中活動サービスの利用について

日中サービス支援型グループホームは、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携に努めなければならない。

6 基本報酬について

日中サービス支援型グループホームは、日中をグループホームで過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬を設け、1日単位で選択する仕組みとしているので、個別支援計画に基づき適切に運用すること。

なお、区分2以下の利用者に対して、グループホームにおいて日中支援を行う場合は日中支援加算（Ⅱ）を算定する。

7 共同生活住居について

共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とする。

なお、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されている場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができ、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

立地については、他の類型と同様、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

また、従業者のみが使用する設備については、共有して差し支えないものとする。

8 短期入所の併設について

日中サービス支援型グループホームが行う短期入所（空床型を除く）は、原則として、日中サービス支援型グループホームと併設又は同一敷地内において行うものとする。

なお、短期入所の利用定員は、日中サービス支援型グループホームの入居定員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とする。

9 事業所の単位について

日中サービス支援型グループホームの事業所指定は、他の類型と同様、一定の地域の範囲内に所在し、一体的なサービス提供に支障がない場合は、1以上の共同生活住居を一つの事業所として指定することができる。

10 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等（※）に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

※法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議等）

11 事業指定の申請について

都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

12 指定計画相談支援について

日中サービス支援型グループホームの利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他のタイプの指定共同生活援助よりも短く3月間とする。

また、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と指

障害者の移動手段について

障害者が就職活動をする時に、バス停、駅から遠いなど通勤手段を理由に就職を断念してしまう事例が実際にある。通勤に限らず、地域生活を送るうえで移動の困難を抱えている当事者および支援者は多くいると思われる。自立支援協議会において、障害者の移動手段という、地域の課題について検討したい。

1 障害福祉課で案内している移動手段および費用助成

《移動手段》

名称	内容
居宅介護（通院等介助）	障害者が病院に通院するときや官公署を訪れる場合等に、ヘルパー自らが運転する車両で移動または、公共交通機関にヘルパーが付き添って利用するもの。 ※要件：障害支援区分1以上 ※通勤、通学、通所、営利目的の活動は対象外。
移動支援サービス	屋外での移動が困難な障害者が円滑に外出することができるようヘルパーが付き添い外出介護を行うサービス。 ※要件：身体障害者手帳1級または2級 療育手帳の交付を受けている方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ※通院、通勤、通所、営利目的の活動は対象外。
福祉有償運送	NPO 法人や社会福祉法人等が、障害者や高齢者等一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービス。 ※要件：身体障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有し、一人でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方。

《移動に掛かる費用助成》

名称	内容
TX 運賃の割引	つくばエクスプレス線の区間について、普通乗車券、回数券、定期乗車券の購入が50%の割引となる。 要件：身体障害者手帳または療育手帳所持者

資料 2

JR 運賃の割引	JR を利用する場合、普通乗車券、回数券、定期乗車券の購入が 50%の割引となる。 要件：身体障害者手帳または療育手帳所持者
つくバス・つくタク等の割引	つくバスを利用する場合に通常運賃の半額、定期券の場合 3 割引。 要件：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳
タクシー料金の割引	タクシーを利用する場合、身体障害者手帳または療育手帳の提示があれば、1 割引となる。
障害者タクシー運賃助成券	1 枚 500 円の助成券を 36 枚交付。 タクシー 1 回の乗車で 3 枚まで使用可能。 ※要件：身体障害者手帳 1 級～4 級、療育手帳 [Ⓐ] ・A・B 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級
交通系 IC カードによる鉄道・バス利用運賃の助成	重度障害者本人が外出する際、交通系 IC カードを利用して、鉄道・バスに乗車した場合に、18,000 円を上限に運賃を助成。 ※要件：身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 [Ⓐ] ・A、 精神障害者保健福祉手帳 1 級

2 協議事項

- 1 各委員が障害者の移動手段という点で実際に困難だと感じていること
(通学、通勤、通院など関わっている障害者の事例等)
- 2 障害福祉課で案内している移動手段以外で、利用できるサービス (民間サービス含む) について

会 議 録

会議の名称		令和4年度つくば市障害者自立支援協議会第2回おとな部会（専門部会2）		
開催日時		令和4年10月7日（金） 10：00～11：30		
開催場所		つくば市役所 会議室 203		
事務局（担当課）		福祉部障害者地域支援室		
出席者	委員	有田幸子、篠崎純一、武田真浩、原口朋子、吉田真一、吉田美恵、石田奈津子、桐原真、田邊佐貴子		
	その他			
	事務局	岡田課長、福田室長、飯田係長、大竹主任		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
非公開の場合はその理由				
議題		① プロジェクト会議進捗状況報告について ② 障害者の移動手段について		
会議録署名人		確定年月日		年 月 日
会議次第	1	開会		
	2	座長挨拶		
	3	協議事項		
	4	その他		
	5	閉会		

<審議内容>

- 1 開会
- 2 座長挨拶
- 3 協議事項

原口委員：

本日は斉藤座長が都合により、オンラインでの出席になりますので、進行は代理で原口が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、協議事項について内容に入りたいと思います。「プロジェクト会議進捗状況報告について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大竹）：

プロジェクト会議「福祉の店」と「受発注窓口」について事務局から報告いたします。昨年度から福祉の店常設店の設置を目的としておりますが、場所については市役所正面玄関付近で管財課と相談しております。市役所全体で1階が最も来庁者が多く、手続き関係で待っている間に、ふらっと立ち寄って、事業所製品を見てもらい、知ってもらい、障害福祉サービス事業所の販路拡大、障害福祉のアピールに繋がればと考えております。運営方法について、事業所の職員だけでお店の運営が可能かどうか、今後検討していきたいと思います。11月初めに、アンケートで店員を担う負担があっても市役所設置に参加可能と回答した市内8事業所を集めて、意見交換会の開催を予定しております。アンケートの意見では、週2日数事業所ずつ、シフトを組んでフリーマーケットみたいに開催する意見もありましたが、それ以外にもどのような形でお店を設置できるか、事業所の方たちからご意見をいただきたいと考えております。

次に「受発注窓口」について報告いたします。

10月4日にプロジェクト会議を開催しました。会議では、令和5年4月から運用していくための、スケジュールの確認をプロジェクトの皆様で行いました。その他に、運営体制を整えるための実施要項、利用登録書、通知文、覚書等の内容について協議をしました。現在の取り組みとしては、4月から会計年度職員1名を雇用しましたので、優先調達法に基づき、市役所内部から案件を貰ったり、市内就労系事業所を訪問し作業内容、受注内容など情報収集に努めています。プロジェクト会議についての報告は以上です。

原口委員：

ありがとうございます。委員の方から何か御意見等ございますか。なければ次の議題に移ります。協議事項2「障害者の移動手段について」事務局から説明をお願いします。

事務局（大竹）：

事務局から説明いたします。障害者が就職活動をする時に、バス停、駅から遠いなど通勤手段を理由に就職を断念してしまう事例が実際にあります。自立支援協議会において、障害者の移動手段を地域の課題として検討していきたいと思えます。まず、この議題の発案された石田委員から事例等のお話をお願いいたします。

石田委員：

私に対応している方から聞いた事例をいくつかご紹介させていただきます。肢体不自由で車いすを乗られている方で、バスの本数が少なく、雇用先が限られる。ノンステップバスであっても介助がないと乗れず断られることがあった。視覚障害の方で、バスターミナルは複数のバスが発着するため、音声だけではバスの行き先が特定できない。座席が空いても教えてくれる人がいない。難聴の方で、作岡地区でバス停まで徒歩30分程度かかる。道幅が狭い割には車の通行量が多く、特性上徒歩や自転車は危険が伴うためバス停までは家族の送迎。支援型バスも運行がなくなり、家族の送迎がないと出勤ができないなど、実際

に移動で困難が生じている方がいます。

原口委員：

ありがとうございます。移動のところでこういう困りごとがあるなど、まずは共有していくのはどうでしょうか。他の委員の皆様は何か事例等がありますか。

田邊委員：

普段は民生委員をしておりますが、障害者と接する機会があまりないため、今のお話を聞いてこういう困りごとがあるんだなと思いました。対策としては、その人にあった支援方法が必要だと感じました。どのように実現していくかが課題だと思います。

桐原委員：

普段、特別支援学校で働いています。卒業後に向けて現場実習の取り組みなどを行っておりますが、その中で、実習先に自分で通うために、バスとか公共交通機関を利用するためのバス停が近くにないとか、本数が足りなくて目的地に早く着きすぎてしまうとかあったりします。そのため、実習先を決めるときにアクセスのしやすさから、実習先を考えていくことがあります。話がそれてしまうかもしれませんが、学校としては、移動手段とかサービスの充実も大事だとは思いますが、生徒たちが卒業したあとに、自分で目的地にアクセスする力を付けていくことも大事だと感じています。学校へ通う方法も様々で、保護者送迎やスクールバスを使ったりする生徒もいます。スクールバスのバス停まで距離がある人もいますので、保護者にそこまで送ってもらったり、練習のために自分で歩いていく生徒もいます。さらに、自力通学として、一人で交通機関を使って学校まで通う人もいます。そのようなかたちで、卒業後は自分の力で目的地までアクセスする力を付けていくことが大事だと取り組んでいます。あと、公共交通機関を実際に利用している生徒の話を知ると、交通機関の割引制度を利用するときの障害者手帳を出しやすい雰囲気があればいいなと思います。混んでいる時とか、出しにくいなと感じるという話を生徒から聞いたこと

があります。以上です。

吉田委員：

カフェベルガの吉田です。私のところは精神障害や発達障害の方が利用していますが、やはり通勤手段が就職活動をする時の一番の課題となっています。バスの本数がないとかであきらめるとかはありますが、発達障害の方のこだわりで、公共交通機関を利用すること自体を特性で拒否する方もいるので、その問題も何とかしたいと思っています。大勢の人が1カ所に集まっていることに対しての恐怖がある方もいるので、それをどうするかというと、個別支援の方法をどう確保するかとか。車の免許を取ったけど、怖くて乗れない人もいますし。移動手段に関しては、通勤とか色々課題があると感じていますし、この自立支援協議会で取り上げることで、今後も考えていけるような機会になればいいなと思います。

石田委員：

私が所属する機関は、一般企業に就職する障害者の支援をしまして、この議題を出させていただいたのも、就職活動する際も、通勤する際も色々な課題が感じられます。多くは、自家用車での通勤を選択出来ない方は、特に就職への困難が多くみられる。公共交通機関を使うにも、本数が少なかったりする。つくたくも就職している方にとっては、時間帯であったり、予約の方法も難しいのが現状としてあります。車の免許取得をチャレンジする方もいますが、実技は大丈夫であっても、最後の本試験で合格が貰えず、結局は、猶予期間でも合格できず、就職に結びつかない方もいます。対策というのでも、直ぐに思いつくのもなく、既存のサービスの中でどうにかしようと思っても難しいと感じています。他の方法を考えていく必要がありますが、つくたくの機能の拡張とか、バスが手配できるのなら、例えばつくば市が持っているバスをシルバー人材の方が運行するとか、デイサービスの送迎を休憩時間に回してもらおうとか、色々アイデアが必要ではないかと思いました。また、運転免許が必要な方に勉強す

る機会があってもいいかなと思いました。

吉田委員：

つくば市社会福祉協議会の吉田です。普段は相談支援員として仕事をしています、事例を挙げさせていただきます。就労継続支援 A 型と B 型がありまして、B 型は送迎を対応しているとはありますが、A 型は自力で来てくださいというところが多くあります。その時点で、事業所選びが狭くなってしまいう方もいます。また、B 型に関しても、特性によって、付き添いが必要な方もいます。公共交通機関で通所できても親の付き添いが必要な方もいます。自分が行きたい B 型があってもアクセスの都合で、希望じゃない所に通っている人もいます。以上です。

篠崎委員：

私からは雇用する立場としてお話をさせていただきます。私の施設でも障害者の雇用を進めています。先日、障害者の就職面接会に参加しましたが、その時に感じたのは、通勤に課題があるのはどこの企業も思っていて、企業側が送迎を作るなど、そのような企業が増えていると感じました。障害者もそのような企業を選んでいけるようなところにもなってきているので、免許の取得等を頑張っていく必要があると思います。雇用側もどうやって障害のある方も通勤しやすくなるかなど方法を考えたり、双方向の関係が出来てきていると思います。そのため、自立支援協議会等からも送迎等でどこか協力できないかとアプローチしていくのもいいかなと思いました。先ほど、デイサービスの送迎の話もでしたが、そこをうまく活用していくのも、通勤も一緒にカバーできる仕組みにしていくのもいいと思いました。以上です。

武田委員：

無理を承知でのお話ですが、特別支援学校のスクールバスを見ていて、多くの方が帰りに放課後等デイサービスを利用して、たまたま見かけると少人数しか利用していなくて勿体ないと上手く活用できないかなと思う時がありま

す。今あるものを上手く組み合わせて、もちろん福祉分野、教育分野でルールとかあると思いますが、それぞれ協力し合って作っていけないかなと思いました。

原口委員：

今の皆様のお話を聞いて、斉藤座長はどう思いますか。

斉藤座長：

先ほど、つくば市バリアフリーマスタープラン会議に出席しまして、今後、つくば市の中を対象にバリアフリー計画を作る予定です。通勤とか今の皆様のお話の中で関連するところは、つくば市の施策に反映できそうな気がするので、協議会の意見として事務局と整理して提出できればと思いますが、いかがでしょうか。

原口委員：

今日の協議事項の話をまとめてってことですか

斉藤座長：

通勤の視点とか入れていいと思いますし、ダメ元かもしれないですけど、協議会として取りまとめてもいいと思います。確認してみます。

原口委員：

障害だけじゃないところで、もしかしたら展開していける可能性があるということですかね。そのことについては、後程、事務局含めてご相談させていただければと思います。

では、今日の話を整理すると、割引助成の使いやすさや、障害者のスキルを上げることも必要であったりとか、どういう手段を取っているかの事情把握とか、それぞれの障害特性を考慮するとか、公共交通機関の使い勝手とか、様々なご意見がありました。また企業側が送迎を出しやすくなるような環境作りとか、サポートするとか、そのようなお話も出たかなと思います。その他、こんな困りごとがあるとか、今後このような方策が考えられて協議会の皆様で共有した

い等ございましたら事務局までご連絡ください。

本日の協議事項については、以上となります。進行を事務局にお返しします。

事務局（大竹）：

ありがとうございました。以上を持ちまして、第2回おとな部会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

令和4年度つくば市障害者自立支援協議会
第2回 おとな部会（専門部会2） 次第

日 時 令和4年10月7日(金)
11時00分～12時30分
場 所 つくば市役所 会議室203

1 開 会

2 座長挨拶

3 協議事項

- ① プロジェクト会議進捗状況報告
- ② 障害者の通勤手段について

4 その他

5 閉 会

障害者の移動手段について

障害者が就職活動をする時に、バス停、駅から遠いなど通勤手段を理由に就職を断念してしまう事例が実際にある。自立支援協議会において、障害者の通勤手段を地域の課題として検討したい。

1 障害福祉課で案内している移動手段および費用助成

《移動手段》

名称	内容
居宅介護（通院等介助）	<p>障害者が病院に通院するときや官公署を訪れる場合等に、ヘルパー自らが運転する車両で移動または、公共交通機関にヘルパーが付き添って利用するもの。</p> <p>※要件：障害支援区分1以上</p> <p>※通勤、通学、通所、営利目的の活動は対象外。</p>
移動支援サービス	<p>屋外での移動が困難な障害者が円滑に外出することができるようヘルパーが付き添い外出介護を行うサービス。</p> <p>※要件：身体障害者手帳1級または2級 療育手帳の交付を受けている方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</p> <p>※通院、通勤、通所、営利目的の活動は対象外。</p>
福祉有償運送	<p>NPO 法人や社会福祉法人等が、障害者や高齢者等一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う、ドア・ツー・ドアの有償移送サービス。</p> <p>※要件：身体障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有し、一人でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方。</p>
つくば市重度障害者等就労支援特別事業	<p>障害者の就労機会の拡大・就労継続をサポートするため、通勤や職場等における支援の実施。</p> <p>※要件は以下の全てに該当している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方。 ・民間企業で雇用されている方。自営業で通勤や職場で支援が必要な方。（A型利用は除く） ・1週間の所定労働時間が10時間以上の方。 ・つくば市に継続して1年以上居住している方。

《移動に掛かる費用助成》

名称	内容
TX 運賃の割引	つくばエクスプレス線の区間について、普通乗車券、回数券、定期乗車券の購入が 50%の割引となる。 要件：身体障害者手帳または療育手帳所持者
JR 運賃の割引	JR を利用する場合、普通乗車券、回数券、定期乗車券の購入が 50%の割引となる。 要件：身体障害者手帳または療育手帳所持者
つくバス・つくタク等の割引	つくバスを利用する場合に通常運賃の半額、定期券の場合 3 割引。 要件：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳
タクシー料金の割引	タクシーを利用する場合、身体障害者手帳または療育手帳の提示があれば、1 割引となる。
障害者タクシー運賃助成券	1 枚 500 円の助成券を 36 枚交付。 タクシー 1 回の乗車で 3 枚まで使用可能。 ※要件：身体障害者手帳 1 級～4 級、療育手帳①・A・B 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級
交通系 IC カードによる鉄道・バス利用運賃の助成	重度障害者本人が外出する際、交通系 IC カードを利用して、鉄道・バスに乗車した場合に、18,000 円を上限に運賃を助成。 ※要件：身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳①・A、 精神障害者保健福祉手帳 1 級

以上

2 協議事項

○ 障害者の通勤手段において、困難だと感じていること

○ 課題についての手段および支援方法